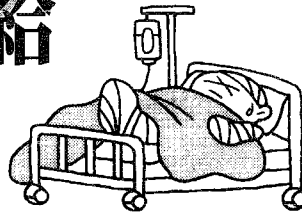


医療費が高額になったとき

# 高額療養費の支給

支払った医療費の自己負担額（一部負担金）が一定額を超えた場合、申請するとその超えた分を国保があとから支給します。



## 1. 自己負担額が1か月に63,600円を超えた場合

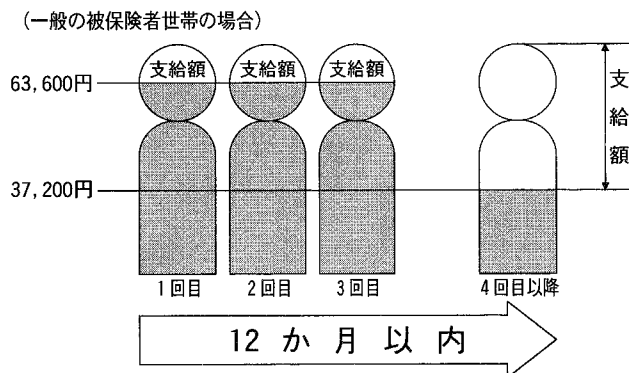
一人の人が、同じ月に一つの医療機関に63,600円（住民税非課税世帯の場合は35,400円※）以上の医療費を自己負担した場合は63,600円（または、35,400円※）を超えた額があとから払い戻されます。

## 2. 同じ世帯で合算して63,600円を超えたとき

一つの世帯で、1か月に同一の医療機関へ支払った医療費が30,000円（または、21,000円※）以上の人が複数いたときで、合算して63,600円（または35,400円※）を超えた額はあとから払い戻されます。

## 3. 高額医療費の支給を4回以上受けたとき

一つの世帯で高額療養費に該当する医療費を12か月の間に、4回以上支払った場合は4回目以後から37,200円（または24,600円※）を超えた額があとから払い戻されます。

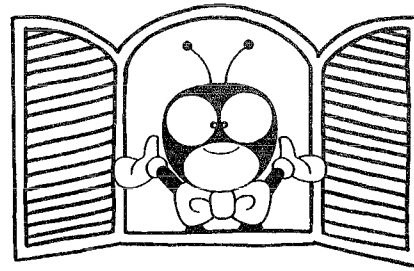


## 4. 高額の治療が長期間必要なとき

厚生大臣によって認定された特定の疾病（血友病、血液凝固因子製剤によるHIV感染症および人工透析の必要な慢性腎臓疾患）については、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口へ提出すれば、毎月の一部負担限度額は10,000円までとなります。

## 注意事項

- 月の1日から末日まで（暦月）ごとに、1か月として計算します。（月をまたがって診療を受けた場合は、暦月ごとに別々に計算します。）
- 同じ病院・診療所でも、内科と歯科は別計算となります。
- 同じ病院・診療所でも、入院と通院は別計算となります。ただし、入院している場合に、他の科を受診したときは、一部負担金は一連の診療として計算されます。
- 総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院として計算します。ただし、入院している場合は、歯科以外の他の科は一連の診療として計算されます。
- 食事代、差額ベッド、病衣の自己負担は高額療養費の対象になりません。
- 老人医療受給者対象の人は高額療養費の対象になりません。



新潟県国民年金  
マスコットゆめあり  
(夢あり)君

# ゆめあり通信

## 国民年金に加入している方に 障害が残った場合 障害基礎年金が受けられます

障害基礎年金とは、疾病や負傷により障害となり、日常生活に著しい制限を受けるような状態になった場合に支給される年金であり、障害の程度により1級または2級の障害基礎年金に区分されます。

障害基礎年金は、国民年金に加入中に初診日のある病気が、1級または2級の障害の状態になったときに、支給されます。

ただし、六十歳以上六十五歳未満で日本国内に住んでいれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。また、『障害認定日』に障害の程度が、1級または2級の状態になかった人が、その後六十五歳になるまでの間にその症状が悪化し、障害の程度が1級または2級の状態になったときは、障害基礎年金が受けられます。（いずれの場合も、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人が、前記の要件に該当しても、障害基礎年金は支給されません。）

二十歳前に初診日がある場合には、二十歳になったとき（障害認定日）が二十歳以後のときは（障害認定日）に障害の程度が1級または2級の状態になっていれば、障害基礎年金が支給されます。

＊『障害認定日』とは、障害の程度を定めるべき日のことをいいます。その日は、障害の原因となった病気・けがについて、はじめて医者にかかった日（初診日）から1年6ヶ月を経過した日か、その期間内に治った日（症状が固定した日を含む）とされています。

該当すると思われるときは、役場住民課へご相談ください。〈お問い合わせ先〉

役場 住民課住民係  
☎ 38-3111 (内) 138番

## ゆめあり相談室

学生の国民年金保険料の納付特例制度とは？

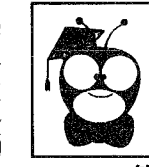


質問 Q

私は大学生です。昨年、二十歳になり、国民年金に加入しました。

しかし、経済的理由で国民年金保険料を納めることが困難なため、保険料の免除申請をしました。

新聞等によると、学生は国民年金保険料を納めなくてよくなるそうですが、詳しく教えてください。



答え A

学生は一般的に収入がなく、在学期間は比較的短期間であり、卒業後は社会にでて一定の収入を得る人がほとんどという状況です。

そのため、在学期間の国民年金保険料を後になつてから納めることができる『学生の保険料納付特例制度』が今年の四月から、スタートしま

した。

※学生の保険料免除制度は廃止されました。

「学生の保険料納付特例制度」の概要は次のとおりです。

- ①対象となる学生  
大学・短期大学・専門学校などの学生（夜間・通信制を除く）
- ②対象となる所得の基準  
学生本人の前年の合計所得金額が六十八万円（収入百三十三万円）以下の人  
※給与所得控除や基礎控除以外の税控除を受けられる人や障害者の方は基準額が異なります。
- ③学生の納付特例期間の取扱い  
納付特例期間は、老齢基礎年金を受けるための資格期間に算入しますが、年金額の計算には入れません（カラ期間）。
- 納付特例期間中の病気やケガにより障害が残ったときは、障害基礎年金が受けられます。
- 納付特例期間は、十年以内であれば後から納めることができます（追納）。
- ④手続きのしかた  
①学生証又は在学証明書  
②印鑑を持参のうえ、役場住民課にて申請してください。